## 運転免許を自主返納した方は「運転経歴証明書」を申請することができます。

- ☆自主返納とは、運転免許の有効期限内に自主的に免許を返納し、 運転を引退することです。
- 運転経歴証明書を申請できる方
  - ・都内に住所のある方
  - ・運転免許の取消申請(自主返納)を行うと同日に交付申請する方
  - ・運転免許の取消申請(自主返納)をした日から5年以内の方
- 〇 申請場所
  - ・都内の府中・鮫洲・江東運転免許試験場、神田・新宿免許更新センター、都内の警察署
- 受付時間
  - 運転免許試験場(即日交付)

平日 8:30~16:00 日曜 8:30~12:00、13:00~16:00(土、祝休日、年末年始除く)

- 運転免許更新センター、都内の警察署(後日交付〔約2週間程度〕)平日のみ 8:30~17:15(土、日、祝休日、年末年始除く)
- 必要なもの
  - 写真(縦3cm×横2.4cm) 1枚(無帽、正面、上三分身、無背景で申請前6ヶ月 以内に撮影したもの)※運転免許更新時の申請写真に準じて用意してください。
  - ・手数料1,100円 ※手数料は手数料条例改正により、変更となる場合があります。
  - 運転免許証
  - ・すでに免許証を返納されている方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの ※住民票(マイナンバーが記載されていないもの。コピー不可)、健康保険証等 ※運転免許試験場での手続きとなります。
- 「運転経歴証明書」を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会 の加盟店や東京都の文化施設、美術館等で様々な特典を受けることができます。
- 代理人申請

運転免許の取消申請(自主返納)と運転経歴証明書の交付申請は、代理人の方でも可能です。 委任状の提出等条件があります。

- ※「運転経歴証明書」は身分証明書として用いることができます。(一部に対応していない機関もあります。)
- ※一度免許を返納すると、再度試験を受けて合格しない限り、運転免許を取得することはできません。
- ※詳細は、警視庁ホームページ又は最寄りの警察署でご確認ください。



「運転経歴証明書見本」